

# 第 3 9 5 回常任会議員会議議事録

## 1. 日時

平成 2 5 年 7 月 2 9 日 1 3 時 3 0 分

## 2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

## 3. 議案

- (1) 農地法第 4 条の規定による諮問について
- (2) 農地法第 5 条の規定による諮問について

## 4. 出席者

### ○ 常任会議員

坂井 邦夫	田中 久男	前間 源吾	中川 恵次	古館 義純
山口 友三郎	佐佐木幸夫	江頭 義太	谷口 司郎	古川 繁樹
船津 和正				( 計 1 1 人 )

### ○ 県農山漁村課

祖川 副課長	高島 係長	坂口 主査	山口 副主査	吉牟田 主事
--------	-------	-------	--------	--------

### ○ 佐賀市農業委員会

古賀 係長	鶴 主事
-------	------

### ○ 事務局

實松 局長	北川 次長	椀島 主事
-------	-------	-------

## 5. 議長

船津 和正

## 6. 議事録署名者

谷口 司郎	田中 久男
-------	-------

## 議 事 内 容

事務局 長	<p>時間になりましたので、第395回常任議員会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、船津会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第385回常任議員会議の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>会議員の皆様には、ご多忙の中、また暑さ厳しい中、ご出席いただきまして、有り難うございました。</p> <p>ところで、今年の梅雨明けは平年よりかなり早くなりましたが、佐賀県においては、暑い日が続き、雨が少なく、農産物への影響を心配しているところです。</p> <p>さて、先日行われた参議院選挙において、与党の議員数が過半数を超え、いわゆる「ねじれ国会」が解消されたところであり、これにより、安倍内閣は更に経済再生に力を入れたいとしています。その中で、焦点となっているTPPについては、日本は今年24日から交渉に初参加しています。交渉参加国は守秘義務を課せられており、交渉の中身は締結直前までわからず、メディアでは様々な疑心暗鬼が飛び交っています。特に、農業に関しては、関税撤廃か否かが重要になってきますが、その動向は今後不透明な状況が続くものと思われまます。農業委員会系統組織としては、今後、農業関連情報に随時対応しつつ、日々の業務に当たって行かなければならないと思っています。</p> <p>ところで、本日の常任議員会議では、農地転用の諮問案件については農地法第4条17件、第5条74件。うち2,000㎡以上が8件となっております。</p> <p>どうか、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、常任議員会議に入りたいと思います。</p> <p>本日の「第395回常任議員会議」につきましては、常任議員の総数18名に対し11名の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることを報告いたします。</p>

議

長

また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いします

それでは、只今から議事に入ります。

本日の議事録署名者として、〇〇の〇〇会議員と〇〇の〇〇会議員にお願いいたします。

続きまして、農地法の規定による諮問に入ります。

農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮問について、一括上程します。

諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農業委員会から、説明をお願いします。

県農山漁村課

(7月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)

佐賀県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は13件のうち、2,000㎡以上は2件。第5条関係は67件のうち、2,000㎡以上は5件。合計で80件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請及び、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は宅地化の状況からみて第3種農地となると見込まれ、宅地化の状況が、その区域の規模がおおむね10ha未満である区域内にある農地であることから、第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇

用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に定められる用途区域であり、第2種低層住居専用地域に位置づけられていることから第3種農地と判断され、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく申し上げます。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は4件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は7件、そのうち2,000㎡以上は1件。合計で11件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は住宅の用・事業の用に供する施設、公共施設・公益的施設が連たんしている区域にある農地であることから第3種農地と判断され、許可し得ると判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく申し上げます。

議

長

第4条関係17件、第5条関係74件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。

ここで、2,000㎡以上の8案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議

長

始めに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇 〇 会 議 員 し尿は新たに設ける合併浄化槽で処理とありますが、転用地近隣に汚水処理施設があります。なぜ、その施設を活用しないのでしょうか。

県農山漁村課 そこまでの調整は図られていません。

議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇

	申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議 長	最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。 ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	2,000㎡未満の案件につきましては、別段ご意見等もないようでございますので、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係13件及び第5条関係67件、合わせて80件について知事に、農地法第4条関係4件及び第5条関係7件、合わせて11件について佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。 以上をもって、議事を終了いたします。
	< 議 事 終 了 >
事 務 局 長	ありがとうございます。 それでは、報告事項についてです。 資料1「営農型発電設備の設置について」ですが、県農山漁村課より報告をお願いします。
県農山漁村課	(報告)
事 務 局 長	続きまして、「農業委員会等に関する法律について」、事務局より報告します。
事 務 局	(報告)
事 務 局 長	以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。

14時10分